

社援発0328第34号
平成31年3月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第130号）、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第371号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第372号）が公布されたことに伴い、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号本職通知）の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。